

**(資料)**

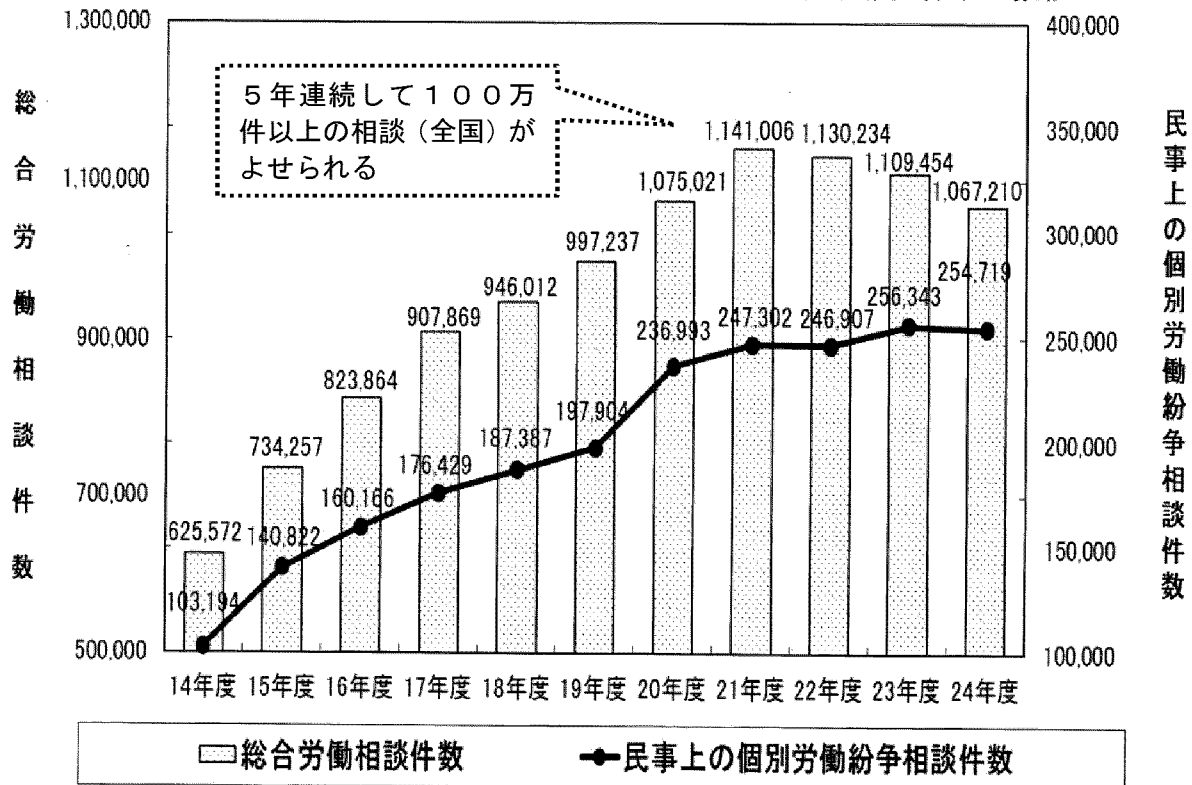
**横行するパワハラ、セクハラ、いじめと急増する「個別労働紛争」**

「ブラック企業」の横行により、パワハラ、セクハラ、いじめなどの労働相談が急増しています。残業代未払いなど、明確に労働基準法に違反するものは、労働基準監督署が「法違反」として対応しますが、それ以外の職場の「もめ事」やパワハラ、セクハラ、いじめなどは「個別労働紛争」として、労働基準監督署や県の労働支援事務所が、本人の要請を前提に「助言」「指導」「あっせん」などを行います。

厚生労働省が毎年、この状況を資料として発表しています。急増する「個別労働紛争」の一端を紹介します（詳細：厚生労働省 HP「報道発表資料、5月31日分」）。

2013年10月 日本共産党福岡県委員会 政策委員会

**第1図 総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移**



**●相談の中で多い上位3件**

いじめ・嫌がらせ（パワハラ含む）がトップ

	22年度	23年度	24年度
いじめ・嫌がらせ	39,405 (+10.2%)	45,939 (+16.6%)	51,670 (+12.5%)
解雇	60,118 (-13.0%)	57,785 (-3.9%)	51,515 (-10.9%)
労働条件の引下げ	37,210 (-2.4%)	36,849 (-1.0%)	33,955 (-7.9%)
退職勧奨	25,902 (-2.3%)	26,828 (+3.6%)	25,838 (-3.7%)

※ ( )内は対前年度比

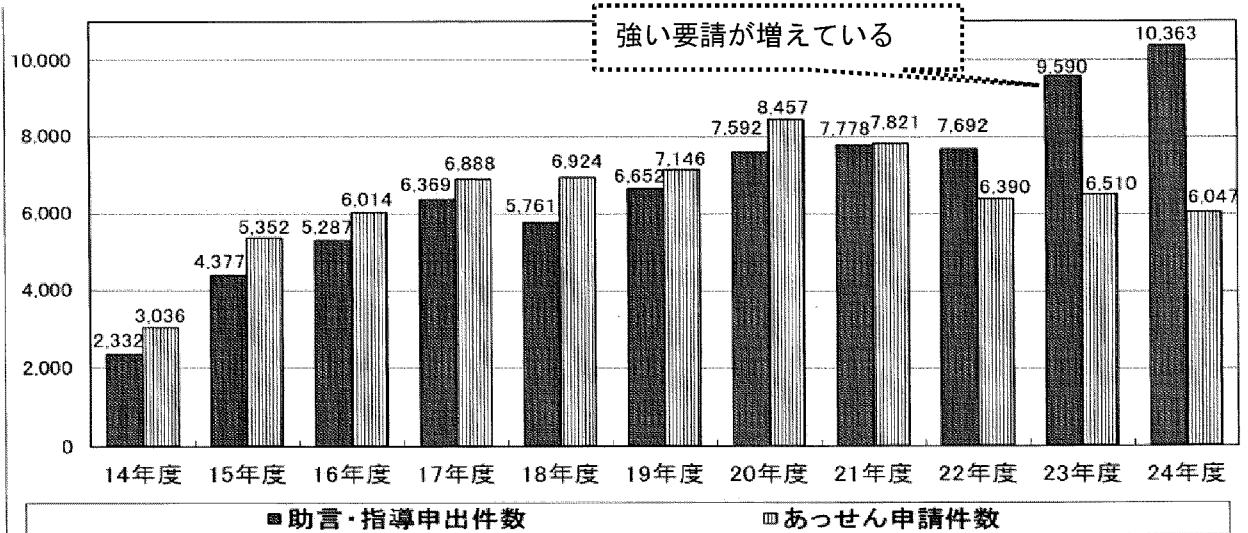
# 平成24年度都道府県別個別労働紛争解決制度の運用状況について

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長の 助言・指導 申出件数	紛争調整委員会の あっせん 申請件数
1 北海道	38,761	7,441	238	195
2 青森	11,351	2,999	108	22
3 岩手	9,787	2,479	135	43
4 宮城	20,520	4,523	138	44
5 秋田	8,029	3,114	72	57
6 山形	10,552	3,226	165	96
7 福島	14,634	4,714	50	39
8 茨城	20,341	5,440	203	99
9 栃木	12,947	3,062	147	133
10 群馬	15,346	5,154	138	91
11 埼玉	52,494	11,674	502	266
12 千葉	36,188	5,037	443	153
13 東京	114,958	25,942	651	1,365
14 神奈川	49,894	15,760	326	205
15 新潟	11,994	3,252	153	66
16 富山	6,961	1,895	49	52
17 石川	6,772	2,197	196	48
18 福井	6,855	2,286	149	49
19 山梨	6,188	1,757	41	39
20 長野	18,004	5,821	245	204
21 岐阜	14,083	3,282	128	68
22 静岡	38,916	5,484	425	133
23 愛知	77,909	14,673	757	460
24 三重	13,863	4,002	173	82
25 滋賀	11,366	2,305	193	73
26 京都	27,373	6,955	134	129
27 大阪	121,804	22,687	726	456
28 兵庫	68,249	23,991	1,103	307
29 奈良	9,038	2,674	121	121
30 和歌山	8,675	1,392	145	46
31 鳥取	4,229	1,101	40	42
32 島根	4,551	1,263	48	40
33 岡山	13,979	3,227	105	81
34 広島	33,122	6,613	164	103
35 山口	10,897	2,541	277	33
36 徳島	10,146	1,596	123	46
37 香川	6,487	1,230	43	17
38 愛媛	9,702	2,223	101	48
39 高知	4,426	1,033	30	34
40 福岡	44,779	9,027	494	85
41 佐賀	7,218	2,111	86	74
42 長崎	10,525	2,491	117	10
43 熊本	9,757	3,075	110	49
44 大分	6,436	2,687	97	31
45 宮崎	8,986	1,597	73	66
46 鹿児島	8,512	4,296	103	66
47 沖縄	9,606	3,390	298	81
計	1,067,210	254,719	10,363	6,047

福岡県は全国6位の多さ

## ●相談の中での「助言」「指導」申出の増加



### (参考)

### 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

#### 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

#### 2 概要

##### (1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

##### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

##### (3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

##### (4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

##### (5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

ご意見、ご要望、ご相談があれば、日本共産党ブラック企業・雇用問題  
対策チームへ連絡をお願いします。電話 092-411-5131